

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願を行ったところ、WIPO国際事務局から欠陥通報（NOTICE CONCERNING AN INTERNATIONAL APPLICATION）が通知されました。対応方法について教えてください。

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願等に不備があった場合、WIPO国際事務局は欠陥通報を通知します。

1. 欠陥通報の種類と応答先は？

欠陥通報には、①商品・役務の分類に関する欠陥通報、②商品・役務の表示に関する欠陥通報、③手数料に関する欠陥通報、④その他の欠陥通報があります。

このうち、①および②についてはWIPOによる欠陥通報発送日から1カ月以内に本国官庁に意見書または是正提案書^{*1}を提出して応答、③および④については欠陥通報において指定された期間内（通常、WIPOによる欠陥通報発送日から3カ月）にWIPOに直接応答します。

WIPOに対して直接応答する際は、Contact Madrid^{*2}において「My request concerns」の項目のプルダウンメニューから「an irregularity letter」を選択してください。

2. 料金不足の欠陥通報が通知された場合の支払い方法は？

銀行送金、クレジットカード、

WIPO予納口座のいずれかの方法で支払ってください。クレジットカードまたはWIPO予納口座による場合は、Online Payment^{*3}を利用して簡潔に手続きをすることができます。

3. 商品・役務に関する欠陥通報に対して、意見書または是正提案書を提出した後の流れは？

意見書または是正提案書の内容をWIPOが審査し、欠陥が解消した場合には国際登録に進みます。応答期限内に欠陥が解消しなかったとしても、必要な料金が支払われていれば、WIPOが正しいと判断する分類、または不明確な表示である旨の記載を含めた形で国際登録されます。

4. 商品・役務に関する欠陥通報を避ける方法がありますか？

WIPOでは「欠陥通報の対象となる商品・役務表示例」^{*4}を公表していますので、国際出願前にぜひご確認ください。

また、Madrid Goods and Services Manager (MGS)^{*5}において、WIPOが受け入れ可能な商品・役務表示を検索・確認することができます。

日本特許庁の類似商品・役務審査基準においても、WIPOから欠陥通報が通知される可能性がある参考英訳には（注）の印が付されています^{*6}。（注）の印が付された商品・役務を指定したい場合は、より具体的な商品・役務表示とすることが推奨されています。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

- ※1 日本特許庁のウェブサイトから応答様式をダウンロードできます。
<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/yoshiki/kekkanoto.html>
- ※2 <https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>
- ※3 WIPO IP PortalのMENU>TRADEMARKS>Payからアクセスできます。
<https://www.wipo.int/madrid/payment/>
- ※4 https://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/ja/offices/japan/pdf/examples_of_good_and_services_subject_to_irregularity_notice_ja.pdf
- ※5 <https://webaccess.wipo.int/mgs/>
- ※6 例えば「電子応用機械器具及びその部品（参考英訳：electronic machines, apparatus and their parts）」。

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】

TEL：03-5532-5045（マドリッド制度）

TEL：03-5532-5030（その他制度等）

URL：wipo.int/japan